

お問い合わせの多いご質問

(令和4年9月16日現在)

(記入方法)

問1 申請書4.「給付の対象」について、(1)燃料費、電気代、ガス代それぞれの事業割合が異なる為、(3)補助金交付申請額【c】事業割合をどのように記載してよいか分からない

【答】 (1)燃料費、電気代、ガス代の記入欄に、実際に事業に用いた金額をご記入頂き、【c】事業割合は、100%とご記入下さい。

問2 使用期間が月をまたいでいる場合はどうしたらよいか

【答】 **使用期間の日数が多い月を、計算基準月として下さい。** 同じ日数であれば、前半の月を計算基準月として下さい。

(例1) ガス料金の検針日が4月20日(使用期間 3月21日～4月20日)

→この場合、4月の日数が多いので、期間内の使用分であれば「4月分」となります。

(例2) ガス料金の検針日が5月15日(使用期間 4月16日～5月15日)

→この場合、4月が15日間、5月が15日間となりますので、前半の「4月分」となります。

(例3) 使用期間が確認資料に記載されていないが、確認資料に「4月分」と記載してある。

→実際の使用期間を計算基準月として頂きますが、期間が不明の場合は、確認資料へ記載の「4月分」を基準月として下さい。

問3 電器料金が契約によって計算期間が違う為、1ヶ月を超えてしまう場合

【答】 1ヶ月を超える部分の対象とはなりません。

(例) 申請月5月

電力契約① 5/1～5/31日 50,000円

電力契約② 5/10～6/9日 30,000円

→この場合、電力契約②の期間は5/10～5/31で日割り計算して下さい。

電力契約② = 30,000円

×22日(5月10日～5月31日) ÷31日(5月10日～6月9日)
= 21,290円(端数切捨て)

問4 申請書4.使用費は消費税額を除いた額で計算するか

【答】 使用費は消費税額を控除した額でご記入下さい。確認資料に消費税額が明記されていないものについては、消費税額を計算の上、割戻した額にてご申請下さい。

(提出書類)

問5 使用費の確認資料は、帳簿や請求書だけでよいか

【答】 支払ったことが確認出来る資料として、領収書、(引落しの場合)通帳の写し、インターネットバンキングの画面印刷等をご提出下さい。他の経費と合算して引落しとなっている等、帳簿や請求書と額が一致しない場合は、合算された経費の中に、本対象経費が含まれていることが確認出来るものをご提出下さい。

(対象者)

問6 令和3年7月以降に開業した事業所は対象となるか

【答】 対象とはならない(尚、6月に開業した場合は、1ヶ月間の使用量で比較を行う為、6月1日に開業・営業活動を開始しており、かつ同日より燃料費、電気代、ガス代の使用が発生している場合は対象となる)

問7 燃料費のみでは前年同月と比較して15%となるが、電気・ガス代を含めると15%未満となる場合は対象となるか。

【答】 対象とはなりません。全て合計した額で15%以上上昇していることが必要です。但し、オール電化等、使用が無い事情がある場合は含める必要がありません。

問8 長門市と下関市に事業所がある。どこまで対象となるか

【答】 法人の場合は、登記上の本店所在地が長門市にあることが要件です。かつ、長門市内の事業所で使用されたものが対象となります。
個人事業主の場合は、住民票住所が市内外いずれも申請が可能ですが、長門市内の事業所で使用されたものに限りです。

(対象要件)

問9 燃料費とあるが、炭は対象となるか

【答】 対象とはなりません。燃料費はガソリン・軽油・灯油・重油となります。ガソリンスタンドでの油外製品(洗車・タイヤ交換等)も対象外です。